

別紙 2

1. 地方公務員災害補償基金（以下、基金）に公務災害の請求をする患者あるいはその他の管理者に請求する患者の判断方法について

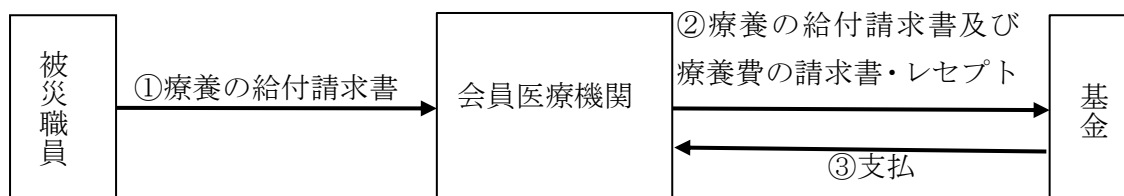
- （1）患者に認定の通知がどこからあったかを確認する（認定通知書を確認する）。（基金であれば直接請求、それ以外であれば令和 7 年 3 月以前の請求方法（以下、間接請求）となる。）
- （2）患者が基金の療養の給付請求書（様式第 5 号）（別紙 3）以外を持参した場合は、記載後、患者に返却する（間接請求）。請求書の宛先を確認すれば基金か否かを判別できる。（山口県市町総合事務組合の場合は別紙 4 となる。その他の様式の場合もある。）

参考 請求先別の請求方法の違い

2. 基金に請求する場合（図 1）

- （1）患者が公務災害の認定のために、診断書を請求する際に、療養の給付請求書（様式第 5 号）に必要事項を記載してもらい、医療機関で保管しておく。
- （2）患者又は、患者の所属から認定番号の連絡があれば、療養の給付請求書（様式第 5 号）に認定番号と請求年月日を記入する。（請求年月日は、患者から認定番号の連絡があった日付を記載する。）
- （3）療養の給付請求書（様式第 5 号）と診療報酬請求書とレセプトを基金に提出する。※1
※1 診療報酬請求書の請求年月日は、作成した日付を記載する。（療養の給付請求書（様式第 5 号）の請求年月日以降の日付となる。）
- （4）基金から医療機関に支払が行われる。

図 1



3. その他（山口県市町総合事務組合など）に請求する場合（従来と変更なし）（図 2）

- （1）患者が公務災害の認定のために診断書を請求するので、診断書を作成し、渡す。
- （2）患者が療養補償請求書を医療機関に持参したら、記載し患者に返却する。
- （3）患者が所属を通じて管理者（組合等）に書類を提出する。
- （4）管理者から医療機関に支払が行われる。

図 2

